（免許申請書等に添付すべき電磁的記録）

第五条　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等）

第九条の二　［略］

［2・3　略］

4　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、当該金融商品取引所グループ（同項に規定する金融商品取引所グループをいう。第十条の三において同じ。）又は金融商品取引所持株会社グループ（同項に規定する金融商品取引所持株会社グループをいう。第六十条の二において同じ。）に属する会社（金融商品会員制法人を含む。）のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）の設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務及びこれに附帯する業務とする。

（金融商品取引所の子会社に係る認可申請等）

第十条　［略］

［2・3　略］

4　法第八十七条の三第七項の承認を受けようとする金融商品取引所は、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載した書面

二　当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該承認に係る外国会社に関する第一項第三号イからトまでに掲げる書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理の内容等）

第十条の三　法第八十七条の四の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引所グループに属する金融商品取引所に係る自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針

二　金融商品取引所グループの業務に係る損失の危険の管理に係る方針

（免許申請書等に添付すべき電磁的記録）

第五条　法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第百二条の十五第三項及び第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等）

第九条の二　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）

第十条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］